

# 財政援助団体等監査結果報告書 (株式会社セイウン)

## 1 監査の対象及び範囲

- (1) 株式会社セイウン（以下「セイウン」という。セイウンの概要については別紙に記載）が行った公の施設である横須賀市産業交流プラザ（以下、「産業交流プラザ」という。産業交流プラザの概要等については別紙に記載）の管理に係る令和元年度における出納その他の事務（必要に応じて令和2年度分を含む。）
- (2) 産業交流プラザを所管する部局（経済部）の指導監督に係る事務

## 2 監査実施の期間

令和2年8月25日から同年12月17日まで

## 3 監査の方法

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、公の施設の管理に係る出納その他の事務が当該団体との協定等に沿い関係法令等にのっとり適正かつ効率的に行われているか、当該施設の所管部局の指導監督に係る事務が適正に行われているかを主眼とし、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

## 4 監査の結果

### (1) 公の施設に係る収支状況について

産業交流プラザの管理に関する業務の収支実績（令和元年度）は次のとおりである。

収入合計は5,217万円(注)であり、その内訳は指定管理料3,147万円、利用料金収入1,988万円などとなっている。支出合計は5,144万円であり、その内訳は人件費2,315万円、光熱水費1,544万円などとなっている。

これらにより、収支差額は72万円のプラスとなっている。

(注)文中で用いる金額は万円単位で表示し、単位未満は切り捨てている。

### (2) 指摘事項

次に述べる事項について、適正な措置を講じられたい。

ア 公の施設の管理に係る出納その他の事務（市及び指定管理者）

(ア) 横須賀市産業交流プラザ指定管理業務基本協定書及び横須賀市産

業交流プラザ指定管理者運営管理業務仕様書（以下、「基本協定書等」という。）によれば、指定管理者は会計年度終了後、施設の管理に係る事業報告書及びその他報告に必要な書類を添えて5月31日までに市に報告しなければならないと定められている。しかし、事業報告書に添付された管理経費の収支計算書及び自主事業の収支報告書において数値の記載に誤りがみられたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(イ) 基本協定書等によれば、当該年度の修繕計画を5月31日までに市に提出しなければならない旨規定されている。しかし、5月31日時点では年間の修繕計画が明らかにならないという理由から市は提出を指示せず、セイウンと定期的に協議して修繕計画を立てていた。このため、セイウンは修繕計画を市に提出していなかったため、今後は適正な事務処理に改められたい。

#### イ 公の施設の管理に係る出納その他の事務（市）

(ア) 物品会計規則によれば、不用又は使用に耐えない物品については物品返納調書により会計課物品出納員に返納しなければならないと規定されている。しかし、返納手続き済みの物品で実際は返納されずに保管されているものがあったため、今後は適正な管理に改められたい。

(イ) 産業交流プラザの指定管理業務に使用される物品において、前指定管理者が購入又は調達した物品については、前指定管理者との基本協定書等に基づき市に帰属されることが協議されている。しかし、市はこの帰属に係る備品登録の手続きを行わないまま、当該物品を現指定管理者へ貸与し指定管理業務に使用していたため、今後は適正な管理に改められたい。

#### ウ 公の施設の管理に係る出納その他の事務（指定管理者）

(ア) 貸館使用料の前納に係る窓口払いの手書き領収書について、発行する際に担当した職員が領収書の扱者印欄に押印すべきこととしているが、一部の手書き領収書（会社控及び会社控（経理））で押印をしていなかったものがあったため、今後は適正な事務処理に改められたい。

(イ) 横須賀市産業交流プラザ指定管理業務に係る文書管理規程によれば、施設の管理者は文書取扱責任者を指名する旨規定されている。しかし、文書取扱責任者の指名が明確にわかる文書等がなかったため、今後は適正な事務処理に改められたい。

### (3) 意見

次に述べる事項について、検討されたい。

公の施設の管理に係る出納その他の事務（市及び指定管理者）

公衆無線LANについては、平成30年度の改修工事により交流ロビースペース以外に各部屋でも利用できるようになった。しかし、利用規約には交流ロビースペースでのみ利用できる旨が記載されたままになり、更新されていなかった。また、掲示場所は交流ロビースペースのみで、各部屋には掲示されていなかった。

利用規約については、サービス内容の利用者への周知はもとより、不正アクセスなどの予防や情報漏洩などの被害に対する責任の所在を明確にするなどセキュリティの観点からも必要不可欠な情報であると考えられるので、現状に合わせて更新するとともに、利用可能な各部屋に掲示するなど容易に閲覧できる方法について検討されたい。

(別紙)

1 産業交流プラザ及びその管理に係る概要

名称(所在地)	横須賀市産業交流プラザ(横須賀市本町3丁目27番地)
設置目的	経済の国際化及び情報化並びに技術革新の進展に対応するため、地域の産業振興の交流拠点として設置する。
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
協定に基づく管理業務範囲	1 管理施設の使用の許可に関すること 2 管理施設の施設及び設備の維持管理に関すること 3 その他市と指定管理者が協議して別途定めた事項に関すること
主な運営財源	指定管理料、利用料金収入

2 セイウンの概要

名称	株式会社セイウン
設立年月日	昭和41年9月9日
所在地	埼玉県さいたま市桜区田島九丁目31番1号
代表者	代表取締役 黒川 晴予
業務内容	1 指定管理者事業に関する一切の業務 2 公共下水道清掃及び維持、管理 3 道路清掃及び維持、管理 4 ビル並びに工場の清掃及び維持、管理 5 一般廃棄物の収集、運搬 6 産業廃棄物の収集、運搬 7 河川の浚渫 8 ビル内外の害虫の殺虫消毒 9 樹木の害虫駆除清掃 10 公園、庭園の草刈除草整備 11 国又は地方公共団体が行う、ちらし広告、情報誌、ポスター等の掲示その他これらに類するものの情報、案内等の業務の維持管理 12 総合警備保障業務 13 不動産の売買・交換・賃貸借及びその仲介並びに所有・管理及び利用 14 劇場、運動施設、託児所、スタジオ、貸ホールの経営 15 事務職、技術職等の人材派遣 16 各種保険代理業 17 書籍、印刷物の企画制作及び出版並びに販売 18 ファシリティ・マネジメント 19 信書便事業 20 ホテル・旅館・レストランの経営 21 プロパティ・マネジメント 22 環境に関するコンサルタント業務 23 室内装飾の設計施工 24 コンピューター情報処理サービス業務 25 公園、緑地等施設、設備の運営管理・清掃

	26 自動車駐車場、自転車駐輪場管理の受諾及び駐車場、駐輪場の管理業
	27 飲食業の営業
	28 遺品整理業
	29 古物商
	30 民事強制執行に関する現場案内業務
	31 民事強制執行に伴う動産の梱包・搬出・運送
	32 民事強制執行に伴う錠前の解錠作業
	33 建築工事及び設備工事
	34 前各号に附帯する一切の業務

3 産業交流プラザの利用実績（令和元年度）

区 分	平 日	休 日	総 計
利用件数	2,210	740	2,950
利用時間	7,910	3,794	11,704
利用人数	38,635	19,586	58,221

4 産業交流プラザの管理に関する業務の収支計算書（令和元年度）

（単位：円）

区 分	金 額
1 収入	52,170,267
指定管理料	31,476,231
利用料金収入	19,881,275
その他収入	812,761
2 支出	51,441,309
人件費	23,152,464
委託費	3,908,316
賃借料（リース等）	130,381
光熱水費	15,440,126
修繕費	2,400,267
管理的経費	2,409,755
本社経費	4,000,000
収支差額	728,958